

第2回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

平成25年5月20日
持ち回り開催

[次第]

- 1 総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検の実施について
- 2 総務省における行政事業レビュー公開プロセスの実施について

[資料]

- 1 総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領（案）
- 2 総務省行政事業レビュー外部有識者会合構成員候補者名簿
- 3 総務省における行政事業レビュー公開プロセス実施要領（案）

[参考資料]

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領（平成25年4月26日
総官会第866号の2）

総 官 会 第 〇 号
平成25年〇月〇日

総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領(案)

(外部有識者の指名)

第1条

総務省行政事業レビュー推進チーム(「総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領」(平成25年4月26日総官会第866号の2)第1条で規定する組織。以下「チーム」という。)は、外部有識者を複数名指名し、外部の視点を活用した行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の実施に取り組む。

2 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に見識を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

3 前項で指名する外部有識者の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠の任期は、前任者の残任期間在任する。

4 外部有識者の選任や、次条で規定する外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないように留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間に於いて点検対象事業に係る審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(外部有識者会合)

第2条

チームは、前条で指名した外部有識者によって構成される「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を設置する。

2 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 総務省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 総務省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出(レビューシート最終公表後)

3 外部有識者会合に座長を置き、構成員の互選により選任する。

- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長が出席できないときは、座長が指名する者が座長代理としてその職務を代行する。
- 6 外部有識者会合の下に事務局を置き、外部有識者会合の運営に関する事務を担当させる。
- 7 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。
- 8 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に総務省のホームページにおいて公表する。

(対象事業の選定)

第3条

チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの

イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの。

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年度も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨を行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)の所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めることとする。

2 チームは、前項の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも五年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めることとする。この場合、特に、

ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業

イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定する。その際、対象事業に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

(所見欄への記入)

第4条

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシート of 所定の欄に記入する。この際、外部有識者による事業の改善すべき点についての指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとする。

(外部有識者への情報提供)

第5条

チームは、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(外部有識者所見の取扱い)

第6条

チームは、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

(雑則)

第7条

この要領に定めるもののほか、外部有識者による点検に関して必要な事項はチームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年〇月〇日から施行する。

総務省行政事業レビュー外部有識者会合構成員候補者名簿

氏 名	所 属
有 川 博	日本大学総合科学研究所教授
北大路信郷	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
楠 茂 樹	上智大学法学部准教授
須 藤 修	東京大学大学院情報学環学環長
関 口 智	立教大学経済学部経済政策学科准教授

敬称略。五十音順に掲載。

総 官 会 第 〇 号
平成 25 年 〇 月 〇 日

総務省における行政事業レビュー公開プロセス実施要領(案)

(対象事業の選定)

第 1 条

総務省行政事業レビュー推進チーム(「総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領」(平成 25 年 4 月 26 日総官会第 866 号の 2)第 1 条で規定する組織。以下「チーム」という。)は、「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」(平成 25 年 〇 月 〇 日総官会第 〇 号。以下、「外部有識者による点検実施要領」という。)第 3 条で選定した外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業候補として選定することとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの
(複数も可)

オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

2 公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で 1 億円未満のものについては対象としないものとする。

3 チームは、公開プロセス対象事業の数を総務省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね 1～2 日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。

4 第 1 項を踏まえて選定した公開プロセスの対象事業候補については、内閣官房行政改革推進本部事務局との調整を得て、公開プロセスの対象事業として確定することとする。

(外部有識者の選定方法)

第 2 条

公開プロセスに参加する外部有識者は 6 名とし、チームが 3 名を選定し、行政改革推進本部事務局が 3 名を選定する。チームが、外部有識者からとりまとめ役を指名する。

- 2 チームが選定する有識者は、外部有識者による点検実施要領第1条で指名した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に指名し、公開プロセスに参加させることができる。

(事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等)

第3条

チームは、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(公開プロセスの進め方)

第4条

公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。

- 2 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- 3 公開プロセスは、一般傍聴までは要しないものの、インターネット中継等により公開性を担保する。また、結果及び議事録を事後に総務省のホームページにおいて公表するものとする。
- 4 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」の3つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

ア 事業全体の抜本的改善: 上位の政策、施策に照らして事業を実施する必要性が認められない場合や、事業全体として資金が効率的に使われていない又は効果が薄いなど、廃止も含めた事業の在り方の抜本的な改善が必要と判断される場合等

イ 事業内容の改善: 資金が効率的に使われていない又は効果が薄いメニューが含まれているなど事業内容を見直す必要がある場合等

ウ 現状通り: 特段見直す点が認められない場合等

- 5 とりまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及びとりまとめコメントの案に対し意見を述べることと

し、それらの意見を踏まえ、とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢とすることを基本とするが、票数の分布等に鑑みてそれが適当でない場合には、一致した評価結果を示さず、票数の分布を紹介することとして差支えない。

とりまとめコメントは、改善を検討すべきポイントや事業見直しの方向性を簡潔に説明するものとする。外部有識者の意見が一致しない場合には、複数のコメントを併記することとして差支えないが、その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにするものとする。

6 チームは、公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(結果の取扱い)

第5条

評価結果及びとりまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

(雑則)

第6条

この要領に定めるもののほか、公開プロセスの実施に関して必要な事項はチームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年〇月〇日から施行する。

総官会第 866 号の2
平成 25 年 4 月 26 日

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

(目的)

第1条

総務省に、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置き、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の責任ある実施に取り組む。

(構成員)

第2条

チームの構成員は次に掲げる者とする。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- 2 チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- 3 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(業務)

第3条

チームは、以下の取組を行うものとする。

- 一 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - 二 外部有識者の指名
 - 三 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - 四 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - 五 一、三及び四を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
 - 六 チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
 - 七 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- 2 レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、本条第1項各号に示した取組に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねなが

ら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(雑則)

第4条

この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

(雑則)

第2条

総務省予算執行監視チーム運営要領(平成22年1月29日総官会第210号)は、この要領の施行をもって廃止する。